

4 輸国第 5 5 9 1 号

関税割当公表第81号

令和 5 年度のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 5 年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 でん粉等（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1108.12号、第1108.13号、第1108.14号、第1108.19号、第1108.20号、第1901.20号及び第1901.90号に規定するもの）

2 用途

- (1) 糖化用（でん粉糖（デキストリン（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第35.05項に掲げるものに限る。以下同じ。）を除く。）の製造に使

用するものをいう。以下同じ。)

(2) 化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。以下同じ。)

(3) グルタミン酸ソーダ等（グルタミン酸ソーダ又は5' ヌクレオタイドの製造に使用するものをいう。以下同じ。）用

(4) 沖縄特別割当用

(5) その他用

3 割当数量 別途公表

4 通関期限 令和6年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

1 糖化用、化工でん粉用及びその他用

農林水産省農産局地域作物課

2 グルタミン酸ソーダ等用

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

3 沖縄特別割当用

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

ただし、第1の2の(4)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和5年4月3日（月）から同年4月11日（火）まで

(2) 令和5年10月2日（月）から同年10月6日（金）まで

(3) 令和6年2月1日(木)から同年2月7日(水)まで

- 2 提出時間 直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

- 1 糖化用については、糖化業者(水あめ、ぶどう糖、異性化糖等の糖化製品の製造業者をいう。以下同じ。)、又は糖化業者を構成員とする団体(以下「糖化業者団体」という。)であって、輸入でん粉を糖化製品の原料として使用し、又は糖化製品の原料として販売することが確実に認められる者
- 2 化工でん粉用については、化工でん粉製造業者(輸入でん粉を使用してデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーを製造した実績を有する者をいう。以下同じ。)又は化工でん粉製造業者を構成員とする団体(以下「化工でん粉製造業者団体」という。)であって、輸入でん粉を化工でん粉の原料として使用し、又は化工でん粉の原料として販売することが確実に認められる者
- 3 グルタミン酸ソーダ等用については、次の各号に掲げる要件のすべてを備える者
 - (1) 関税割当申請書を提出する日において、グルタミン酸ソーダ等の製造設備を有する者
 - (2) 輸入でん粉を原料として、グルタミン酸ソーダ等を製造することが確実に認められる者
- 4 沖縄特別割当用については、関税定率法別表の関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、輸入でん粉等(沖縄県内に陸揚げしたものに限る。)を沖縄県内において消費する者に販売することが確実に認められる者
- 5 その他用については、国内で供給することが困難な種類及び用途仕向けのでん粉等を原料とする製品の製造業者若しくは販売者又はこれらの者を構成員とする団体、当該輸入でん粉等を原料として使用すること又は販売することが確実に認められる者であって、法人においては定款の目的、法人格

を有しない団体にあつては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、でん粉等の使用、販売又は輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるもののうち、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が適当と認める者

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。）。。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

第2の受付担当課へ事前に連絡した上で持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付するとともに、速やかにその追跡番号を受付担当課に連絡することとする。なお、第4の1の各提出期間内に当省又は内閣府沖縄総合事務局へ必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【糖化用、化工でん粉用、その他用】

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

【グルタミン酸ソーダ等用】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 関税割当担当者宛

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

【沖縄特別割当用】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 関税割当担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（でん粉等〇〇〇用）（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

また、電子メール受信の確認のため、送付後速やかに第2の受付担当課（以下の連絡先）まで必ず連絡することとする。添付するファイルは、メール1通当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の（申請者名）の後に（分割番号／通し番号）を付することとする。

（宛先）

【糖化用、化工でん粉用、その他用】

tariff_rapd@maff.go.jp （連絡先：03-6744-2116）

【グルタミン酸ソーダ等用】

seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp （連絡先：03-6744-2249）

【沖縄特別割当用】

kanwari_oki_n.h7t@ogb.cao.go.jp （連絡先：098-866-1653）

第7 提出書類

1 関税割当申請書に添付すべき書類（共通）

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

(2) 法人にあっては、定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）の写し並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（電子申請による提出の場合は不要）、法人格を有しない団体にあつては団体規約、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、令和5年度において受付担当課に2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、(2)の書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

(3) 第1の用途に従って割当てを受けたでん粉等を当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（申請者が団体の場合にあつては当該物品を使用する構成員の誓約書を含み、申請者がでん粉の販売者（沖縄特別割当用として販売する者を除く）の場合にあつては当該物品の使用者の誓約書を含む。）

2 関税割当申請書に添付すべき書類（用途別）

(1) 糖化用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、エの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 関税割当申請書類表（別記様式1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

イ 令和4年度及び令和5年度のでん粉等（糖化用）の輸入通関実績及び計画（別記様式2－3）

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

ウ 令和4年度及び令和5年度のでん粉等（糖化用）の販売（使用）実績及び計画（別記様式4－3）

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

エ 工場に関する書類等（糖化業者団体にあつては、(イ)から(オ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式5）

(2) 化工でん粉用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、エの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない

ア 関税割当申請書類表（別記様式1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

イ 令和４年度及び令和５年度のでん粉等（化工でん粉用）の輸入通関実績及び計画（別記様式２－３）

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

ウ 令和４年度及び令和５年度のでん粉等（化工でん粉用）の販売（使用）実績及び計画（別記様式４－３）

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

エ 工場に関する書類等（化工でん粉製造業者団体にあつては、(イ)から(オ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式５）

(3) グルタミン酸ソーダ等用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和４年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、エの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間におけるでん粉の使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売実績数量を記載した書類（別記様式２－１及び２－２）

イ 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間におけるでん粉の入手状況を記載した書類（別記様式３）

ウ 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの期間におけるでん粉の使用計画数量及び在庫計画数量並びに製品の販売先別販売計画数量を記載した書類（別記様式４－１及び４－２）

エ 工場に関する書類等

(ア) 工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式５）

(4) 沖縄特別割当用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和４年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、エの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間におけるでん粉等の販売実績数量及び在庫数量並びに販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式２－１及び２－２）

イ 令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの期間におけるでん粉等の入手状況を記載した書類（別記様式３）

ウ 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの期間におけるでん粉等の販売計画数量及び在庫計画数量並びに販売先別販売計画数量を記載した書類（別記様式４－１及び４－２）

エ 事業所名及びその所在地を記載した書類

(5) その他用については、次に掲げる書類を添付すること。

ただし、令和４年度における関税割当実績を有する者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、エの書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

ア 関税割当申請書類表（別記様式１）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

イ 令和４年度及び令和５年度のでん粉等（その他用）の輸入通関実績及び計画（別記様式２－３）

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

ウ 令和４年度及び令和５年度のでん粉等（その他用）の販売（使用）実績及び計画（別記様式４－３）

ただし、電子メールによる提出の場合には、原則エクセル形式で添付することとする。

エ 工場に関する書類等（原料として販売する者にあつては、添付を必要としない。また、団体が申請する場合にあつては、(イ)から(オ)までを除く。）

(ア) 工場名（事業所名）及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図

(ウ) 製造機械配置図

(エ) 工場工程見取図

(オ) 主要製造機械設備一覧表（別記様式５）

オ でん粉等の輸入を必要とする理由書（別記様式６）

第８ 本公表に基づく１回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が２回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく１回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が２回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第７に定める書類（１の(３)を除く。）のうち、その記載内容が１回目の関税割当申請の時と変更のないものについては、その提出を必要としない。

第９ 割当基準

１ 糖化用については、第７の２の(１)の書類に基づくでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

２ 化工でん粉用については、第７の２の(２)の書類に基づくでん粉の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

３ グルタミン酸ソーダ等用については、第７の２の(３)の書類に基づくでん粉の使用実績数量、使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

- 4 沖縄特別割当用については、第7の2の(4)の書類に基づくでん粉等の輸入通関実績数量、販売実績数量、販売計画数量等を勘案して割り当てるものとする。
- 5 その他用については、第7の2の(5)の書類に基づくでん粉等の使用（又は販売）実績数量、使用（又は販売）計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第10 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表の定めに違反したとき。
- 3 申請者が虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類又は報告書に係るものその他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

第11 報告

- 1 グルタミン酸ソーダ等用のでん粉等の割当てを受けた者は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長（以下「新事業・食品産業部長」という。）の定めるところにより、割当てを受けたでん粉等の使用実績数量又は製品の製造実績数量・販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを新事業・食品産業部長に1部提出するものとする。
- 2 糖化用、化工でん粉用又はその他用のでん粉等の割当てを受けた者は、農産局長の定めるところにより、割当てを受けたでん粉等の使用（又は販売）実績数量又は製品の製造実績数量・販売（又は消費）実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを農産局長に1部提出するものとする。
- 3 沖縄特別割当用のでん粉等の割当てを受けた者は、1に準じて、割当てを

受けたでん粉等の販売実績数量を記載した書類及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に1部提出するものとする。

- 4 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令又は本公表に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 その他

- 1 書面による提出において、関税割当て申請書及びその他の添付書類の提出部数、関税割当て証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当て数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当て申請書等の記載、関税割当て証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当て証明書の再交付等に関する手続きについては、書面又はメールによる提出において、関税割当て申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下「記載要領」という。）によるものとする。
- 3 関税割当て証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
なお、有効期間の延長の申請を行う場合は、受付担当課への事前の相談を必要とする。
- 4 関税割当て証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部若しくは一部がなくなったとき、割当て数量を全て消化したとき又は関税割当て証明書の有効期間を経過したときは、関税割当て証明書を速やかに返納しなければならない。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当て証明書を返納する際、関税割当て残存数量の全部を返納する場合は、「関税割当て数量の返納について」（別記様式7）を、関税割当て残存数量の一部を返納し、一部の再交付を希望する場合は、書面又は電子メールによる提出において、関税割当て申請書及び再交付申請理由書（記載要領様式第

1) を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用又は販売しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途に使用し、これらの用途以外の用途に使用するため譲渡し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡(申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。)しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとする。

6 農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

7 沖縄総合事務局長は、第5の4に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を農産局長に提出することができる。

8 でん粉等に係る関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号)別表で定める数量と第1の3(別途公表)との差(本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和5年度の割当て以降、令和5年9月11日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらを加えた数量)の割当てについては、別途公表(第2次公表)する。

第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)